

**指定居宅介護支援
指定居宅介護予防支援**

「居宅介護支援事業所あさひ」

運営規定

ご利用契約書

重要事項説明書

<運営規定 目次>

第1条（趣旨）

第2条（事業の目的）

第3条（事業の運営方針）

第4条（事業所の名称等）

第5条（職員の職務・員数及び職務内容等）

第6条（営業日及び営業時間）

第7条（居宅介護(予防)支援事業の提供方法）

第8条（居宅介護(予防)支援事業の内容）

第9条（通常の事業の実施地域）

第10条（利用料その他の費用）

第11条（利益収受の禁止）

第12条（事故発生時の対応）

第13条（個人情報の保護）

第14条（虐待防止に関する事項）

第15条（業務継続計画の策定等）

第16条（衛生管理等）

第17条（記録の整備）

第18条（その他運営についての留意事項）

（趣旨）

第1条 この規定は、株式会社リハビリテーションコムラッドが開設する居宅介護(予防)支援事業所あさひ（以下、居宅介護(予防)支援事業所 あさひ という）が行う居宅介護(予防)支援事業所の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 居宅介護(予防)支援事業所あさひは、要介護者及び要支援者が保険医療サービス及び福祉サービスの適切な利用等によって自立した生活を営めるよう、(予防)介護支援計画等を作

成し、支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 居宅介護(予防)支援事業所は利用者が要介護(要支援)状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- 2 居宅介護(予防)支援事業所あさひは、利用者が要介護(要支援)状態等となった場合、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
- 3 居宅介護(予防)支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に公正・中立の立場に立って、特定の居宅サービスの提供が不当に偏ることのないよう行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村や、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保健施設等との連携に努めるものとする。
- 5 居宅介護(予防)支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 6 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報及び、家族の情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ておくものとする。
- 7 正当な理由なく居宅介護(予防)支援の提供を拒まない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 居宅介護支援事業所 あさひ
2. 所在地 熊本県天草市佐伊津町6046-12

(職員の職務・員数及び職務内容等)

第5条 前条に定める職員の員数と職務内容は次のとおり。

1. 管理者は、当該事業を管理し、職員の指導監督をするものとする。
 - イ) 管理者 1名
- 2 介護支援専門員は利用者の相談に応じ介護(予防)支援計画を作成し、その支援を行うものとする。
 - ロ) 介護支援専門員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日を休業日とする。

- 2 営業時間は、午前8時30分より午後17時30分までとする。

(居宅介護(予防)支援事業の提供方法)

第7条 居宅介護(予防)支援事業の提供方法は、次のとおりする。

1. 居宅介護(予防)支援の提供開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対して、運営の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得る。
 2. 居宅介護(予防)支援の提供開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として(予防)居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について文書により同意を得る。
 3. (予防)居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者または、その家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
 4. 居宅介護(予防)支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護(支援)認定等の有無、要介護(支援)認定等の有効期間を確認する。
 5. 介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時や、利用者又はその家族から求められた時は、これを提示する。
 6. 利用者が他の居宅介護(予防)支援事業所の利用を希望する場合、その利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の(予防)居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
 7. (予防)居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力、既に提供を受けている居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
 8. 利用者の相談を受ける場所は当事業所の事務所相談室を基本とし、希望により自宅にて対応致します。
 9. サービス担当者会議の場所は、事業所相談室又は、利用者自宅とする。
- 10 介護支援専門員の居宅訪問、モニタリングの結果の記録頻度は1月に少なくとも1回を原則とし、必要に応じて訪問することとする。
介護予防支援の場合は最低6か月に1回とする。（オンラインでモニタリングを実施する場合、主治医と関係事業所へ了承を得た時のみ。）モニタリングの結果記録は1か月に1回)

(居宅介護(予防)支援事業の内容)

第8条 居宅介護(予防)支援事業の内容は、次のとおりする。

1. 利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ(予防)居宅サービス計画の原案を作成し、本人又は家族に内容の説明を行いその計画原案に対し文書により同意を得て、これを利用者にも配布する。
- 2 (予防)居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、居宅サービス事業所等と連携しこれを通じて、(予防)居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握するとともに、必要に応じて(予防)居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業所等との連

絡調整、その他便宜の提供を行う。

- 3 (予防)居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等の担当者による会議の開催、担当者への照会等により、当該(予防)居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地を求める
- 4 被保険者の要介護(支援)認定等に係る申請に関しては、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- 5 居宅介護(予防)支援の提供に際し、要介護(支援)認定等を受けていない利用者申込者については、要介護(支援)認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 6 要介護(支援)認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(支援)認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 7 利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難であると認められる場合は、本人及び家族の方と協議を行い、本人及び家族の希望を踏まえ必要に応じて主治医の意見を聞き適當と思われる施設もしくは医療機関への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- 8 介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ(予防)居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- 9 利用者が医療サービスの利用を希望している場合や、その他必要な場合は利用者の同意を得て、主治医の意見を求める。
- 10 医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り、医療サービスを(予防)居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の居宅サービス等を(予防)居宅サービス計画に位置づける際、主治医の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。
- 11 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見、又は指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って(予防)居宅サービス計画を作成する。
- 12 (予防)居宅サービス計画の作成、又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。
- 13 (予防)居宅サービス計画の作成、又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護給付の対象となるサービス以外にも、保健、医療、福祉サービス、当該地域の住民による自発的によるサービス等の利用も勘案して、(予防)居宅サービス計画上位置づけるよう努める。
- 14 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 15 事業所は、指定居宅介護(予防)支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、天草市 蒼北町 とする。

2. ただし、依頼があればこの地域以外でもおこなう。

(利用料その他の費用)

第10条 利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし提供した居宅介護(予防)支援が法定代理受領サービスの場合は無料とする。

2 通常の実施地域以外にて居宅介護支援を行うため公共の交通機関を利用した場合は、その実費の支払いを受ける。又、自動車を使用した場合は通常事業の実施地域を超えた地点から1kmの距離に対し30円の支払いを受ける。

(利益収受の禁止)

第11条 指定居宅介護(予防)支援事業者及びその従業者は、(予防)居宅サービス計画の作成又は変更に関し利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用されることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

(事故発生時の対応)

第12条 指定居宅介護(予防)支援事業者は利用者に対する指定居宅介護(予防)支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護(予防)支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 指定居宅介護(予防)支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第13条 指定居宅介護(予防)支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 指定居宅介護(予防)支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 指定居宅介護(予防)支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護(予防)支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(記録の整備)

第17条 指定居宅介護(予防)支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 指定居宅介護(予防)支援事業者は利用者に対する指定居宅介護(予防)支援の提供に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存します。

(その他運営についての留意事項)

第18条 介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、又勤務体制を整備する。

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社リハビリテーションコムラッドと指定居宅介護(予防)支援事業所あさひの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所は、適切な指定居宅介護(予防)支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は天草市の指定を受けた日から施行する。

株式会社リハビリテーションコムラッド

居宅介護支援事業所あさひ

代表者：小川 知己

様（以下「ご利用者」という。）と株式会社リハビリテーションコムラッド「居宅介護支援事業所あさひ」（以下、「事業者」という。）は、事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援、居宅介護予防支援について、次のとおり契約します。

（目的及び内容）

第1条 事業者は、ご利用者の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令等の趣旨にしたがって、介護(予防)サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

2 サービス内容の詳細は、「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日からご利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 上記有効期間満了日の60日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、ご利用者にその氏名を文書で通知します。

（介護(予防)サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、介護(予防)サービス計画作成を支援します。

- (1) ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者及びご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) ご利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (4) ご利用者は、介護(予防)サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (5) 前6月間に作成したケアプラン総数に訪問介護等の対象サービスが占める割合及び前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等対象サービスごとの、同一の事業所によって提供されたものが占める割合を提示します。（別紙参照）
- (6) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護(予防)サービス計画の原案を作成いたします。
- (7) 介護(予防)サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けます。
- (8) その他、介護(予防)サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察、再評価）

第5条 事業者は、介護(予防)サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) ご利用者及びそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 介護(予防)サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護(予防)サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者はご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、ご利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(介護(予防)サービス計画の変更)

第7条 ご利用者が介護(予防)サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護(予防)サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって介護(予防)サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、介護(予防)サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、熊本県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護・要支援認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、ご利用者が要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
2 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は、指定居宅介護(予防)支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管します。

- 2 ご利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者は、当該ご利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を希望により受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、ご利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、ご利用者が希望した場合、事業者は直近の介護(予防)サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護(予防)支援に対するご利用者の料金は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第12条 ご利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日 の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護(予防)支援事業者に関する情報をご利用者に提供します。

3 事業者は、ご利用者またはそのご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しないことのしがたい不信心行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) ご利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) ご利用者の要介護・要支援認定区分が、自立認定された場合

(3) ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合

(4) ご利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後でも同様です。

2 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、ご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰するべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情等)

第16条 事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護(予防)支援または介護(予防)サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令順守)

第17条 事業者は、ご利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第18条 ご利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(代理人)

第19条 ご利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第20条 ご利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

重要事項説明書

(令和7年11月1日現在)

1 居宅介護支援(介護予防支援)の実施事業者 事業者

名称・法人種別	株式会社リハビリテーションコムラッド
代表者名	代表取締役 小川知己

所在地・連絡先	(住所)天草市川原町7番29-3号ファミール川原町101 (TEL)0969-66-9971 (FAX)0969-66-9972
---------	---

事業所

事業所名	居宅介護支援事業所あさひ		
所在地・連絡先	(住所)天草市佐伊津町6046-12 (TEL)0969-66-9573 (FAX)0969-66-9583		
事業所番号	4371501091		
管理者	高瀧 友加里		
営業日・営業時間	毎週月曜日から土曜日、午前8時30分～午後5時30分・日曜は必要時対応いたします。		
職員体制	職種	区分	業務内容
	管理者	常勤	事業所の運営及び業務全般の管
	主任介護支援専門員	常勤	介護予防支援サービス等に関わる業務、介護支援専門員の教育
	介護支援専門員	常勤	介護予防支援サービス等に関わる業務
※各々の業務は職種間で連携を図り総合的に遂行していきます。			
提供地域	天草市 荻北町		

2 事業の目的及び運営の方針

① 目的

居宅介護支援(介護予防支援)の適正な運営を確保し、要介護(要支援)状態にある方に対し、適正な居宅介護支援(介護予防支援)を提供することにより、要介護(要支援)状態の維持、改善を目的とします。

② 運営方針

- ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき適切なサービスが利用できるよう計画を行い、生活の質の向上及び利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。
- ・利用者の心身の状況、環境に応じて、利用者の選択に基づき、多様な事業所から、適切なサービスが提供されるように配慮していきます。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平中立なサービスが提供されるよう配慮していきます。
- ・事業所運営にあたっては市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービス等様々な機関との連携及び連絡調整に努めています。

3 サービスの内容

- ① 居宅(介護予防)サービス計画書の作成
- ② 居宅(介護予防)サービス事業所との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 納付管理
- ⑥ 要介護(要支援)認定申請に対する協力・援助

⑦ 相談業務

⑧ 居宅サービス計画書に位置付けた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について利用状況の説明を行います。

⑨ 居宅(介護予防)サービス計画書の主治の医師などへの交付、指示での確認及び意見照会

このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護(要支援)状態の軽減若しくは悪化の防止になるよう適切にサービスを提供します。また、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い分かりやすい用に説明をします。ご不明な点がございましたら、いつでも担当者にご遠慮なく質問して下さい。

4 利用料金

(1) 基本料金

要介護(要支援)の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

①基本料金

(要介護)

	要介護 1, 2	要介護 3, 4, 5
1か月あたりの利用料金	10,860円	14,110円

(要支援)

	要支援 1, 2
1か月あたりの利用料金	4,720円
初回加算	3,000円

②加算料金

名称	加算料金
特定事業所加算(I)	5,190円/月
特定事業所加算(II)	4,210円/月
特定事業所加算(III)	3,230円/月
特定事業所加算(A)	1,140円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月
初回加算	3,000円/回
退院時情報連携加算	500円/月
入院時情報連携加算I	2,500円/月
入院時情報連携加算II	2,000円/月
退院・退所加算(I)イ	4,500円/回
退院・退所加算(I)ロ	6,000円/回
退院・退所加算(II)イ	6,000円/回
名称	加算料金
退院・退所加算(II)ロ	7,500円/回

退院・退所加算(III)	9,000円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月

*特定事業所加算I、II、III、Aは、いずれかの算定になります。

③交通費

サービス提供地域以外の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり10円とします。

5 秘密の保持

①事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。また、業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用したり、第三者に提供する事はいたしません。

② 事業者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して取得することができた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び目的以外の目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な措置をとります。

6 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する居宅介護（予防）支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

7 居宅介護（予防）支援に関する相談・苦情について

名称	所在地・連絡先	
株式会社リハビリテーションコムラッド 担当 高瀧 友加里	(住所)天草市川原町7番29-3号ファミール川原町101 (電話)0969-66-9971	
【地域包括支援センターの窓口】 天草中央地域包括支援センターなでしこ 天草北地域包括支援センターきずな 天草南地域包括支援センターうぐいす 天草東地域包括支援センターあじさい 天草西地域包括支援センターさざんか 天草牛深地域包括支援センターすいせん 御所浦サブセンター	【電話番号】 0969-66-9300 0969-32-2115 0969-24-4115 0969-66-2266 0969-76-1611 0969-72-1133 0969-67-1777	【FAX】 0969-66-9301 0969-32-2199 0969-24-4116 0969-66-2267 0969-76-1612 0969-72-1132 0969-67-1777
【市の窓口】 天草市健康福祉部高齢者支援課	(電話)0969-23-1111 (FAX)0969-27-0155	
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会(国保連)	(所在地)熊本市東区健軍2丁目4-10 (電話)096-214-1101	

8 主治の医師および医療機関等との連携連絡について

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する対応を円滑に行うことを目的に利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。目的を果たすため、利用者にも以下の対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護（予防）支援事業者が医療機関に伝わるよう入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわか

るよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、利用者又は利用者の家族から当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9 他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行うことがあります。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催し、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

① 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11 虐待の防止について

事業者は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業者における虐待防止のための指針を整備しています。

②介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

③虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます

虐待防止に関する責任者	管理者 高瀧友加里
-------------	-----------

12 身体拘束の適正化について

事業者は、身体拘束等における適正化のため、次の各号に掲げる対策を講じます。

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等は行いません。

②身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

13 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の業務を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス利用にあたっての禁止行為

利用者及び家族等が当事業所や当事業所の職員に対し下記の禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難い

ほどの背信行為を行った場合、当事業所は、即座に居宅介護（予防）サービスを終了することができます。

- ① 当事業所の職員に対しての暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷の迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に利用者以外の写真や動画の撮影、又録音などをインターネットなどに搭載する事。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者(署名代行者兼代理人)及び事業者が署名のうえ、一通ずつ保有するものとします

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

ご利用者

〒 —

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

署名代行者兼代理人

〒 —

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 _____

事業者

事業者名 株式会社リハビリテーションコムラッド

事業者住所 熊本県天草市川原町7番29-3号ファミール川原町101

代表者名 小川知己

電話番号 0969-66-9971

事業所名 居宅介護支援事業所あさひ

事業所住所 熊本県天草市佐伊津町6046-12

管理者名 高瀧 友加里

電話番号 0969-66-9573

説明者 _____